

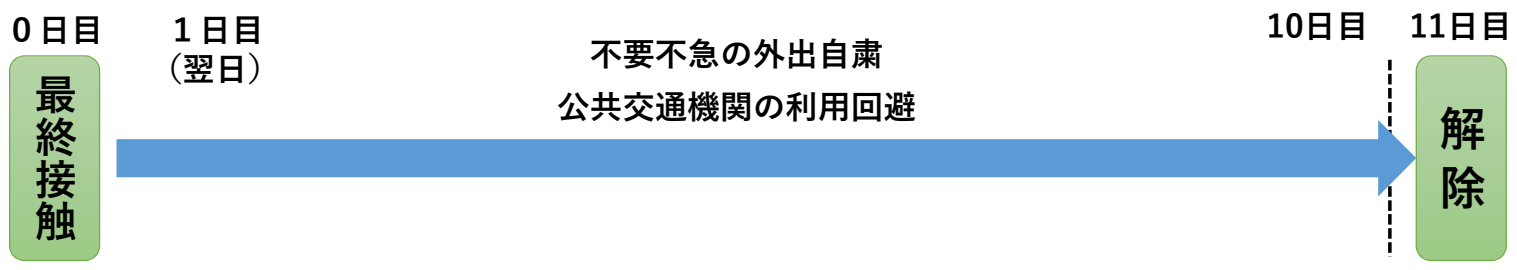
感染急拡大抑制と社会機能維持に向けた県としての取組

- ① 濃厚接触者の観察期間の考え方の周知について（1/14国通知）
社会機能維持事業者の定義追加（学校等）、抗原定性検査キットの購入方法の追加
- ② 看護師等の応援派遣（1/11から17まで自衛隊派遣、1/17から国関係派遣）
- ③ 軽症者用宿泊療養施設の新規開設（1/19開設、2/1那覇市内で開設（852室→930室→1180室））
- ④ 入院待機ステーションの再稼働（1/12再稼働 30床）
- ⑤ ワクチン接種の推進（1/7～ 県モデルナセンターで医療従事者向け3回目接種を開始
2/5広域センターを3カ所設置（1/29予約開始））
- ⑥ 接触者PCR検査センターにおける枠の拡充及び「高齢者枠」の新設（1/19開始）
県民向け無料検査を2月28日まで延長
- ⑦ 那覇空港及び離島空港における検査体制の強化（1/19より抗原検査1000件/日、2/1から23時まで）
- ⑧ 沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター（1/26開設 初日5件陽性登録）
- ⑨ 高齢者施設等に対する支援体制を強化し、必要な医療が届けられるよう医師会・福祉団体等と連携する

①濃厚接触者の観察期間の考え方の周知について

令和4年1月24日 沖縄県

◆全ての濃厚接触者

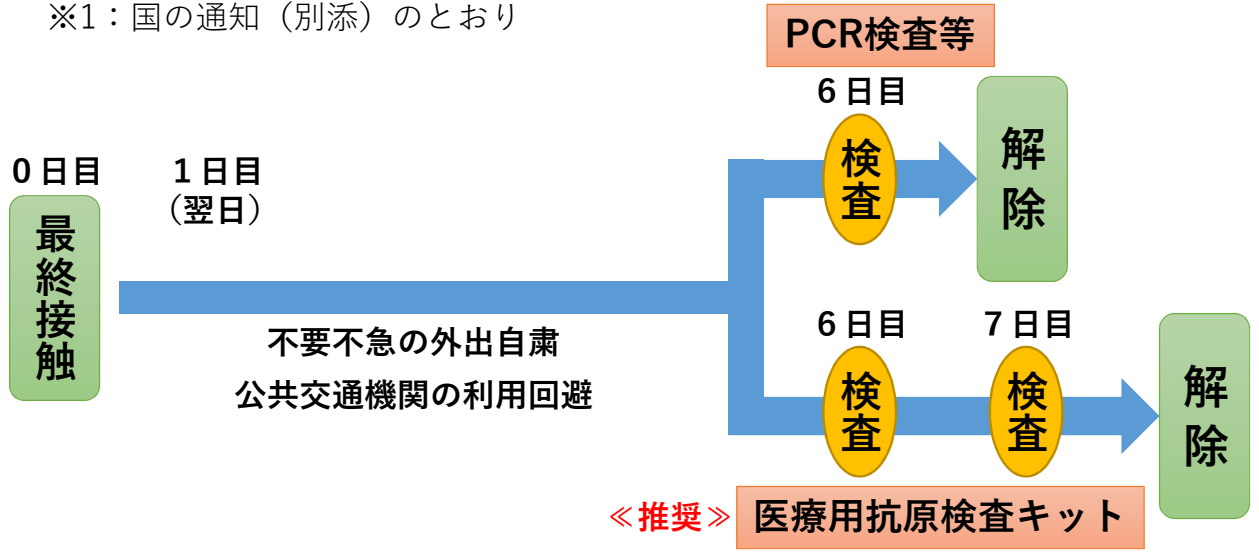


※10日間の外出自粛をもって、11日目に解除となります。

※解除のための検査は不要です。陰性証明のために医療機関を受診することは控えてください。

◆社会機能維持者(※1)である濃厚接触者

※1：国の通知（別添）のとおり



※検査費用の負担は、社会機能維持者の所属する事業者の負担となっています。

※解除を目的とした検査のために医療機関を受診することは控えてください。

※現在、PCR検査はひっ迫していますので、薬局又は医薬品卸売販売業者で購入できる医療用の抗原検査キットを活用してください。（購入先は別添のとおり）

◆医療従事者（医療機関の医師、看護師等）並びに、患者又は濃厚接触者が入所する高齢者施設及び障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者については、毎日、検査で陰性を確認すれば1日目から従事することが可能となっています。

社会機能維持者

令和4年1月20日 沖縄県

1. 医療体制の維持

●新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者を対象とする。

※医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

●高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）を対象とする。

※生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

●自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者を対象とする。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

●社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者を対象とする。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（**保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ**等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業者を対象とする。
- ・医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等を対象とする。
- ・児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、学校等を対象とする。

抗原定性検査キットの購入方法について

2022.1.26 沖縄県



個人の方

【ご注意】

- 症状がある方の来店はお控えください。
- 症状が無いご家族などがお買い求めください。
- 必要になる場合に備え、事前に購入しておくことをお勧めします。

薬局



[薬剤師会ウェブサイト](#)

→◎[医療用抗原検査キット販売薬局一覧](#)

【事業所の方が薬局にて購入する場合】

- 個人販売への影響を避けるため、一定数以上を購入する場合は、事前に注文いただき、入荷後の購入となる場合があります。
- 購入可能個数は、事前に薬局へお問合せください。

※県内の流行状況に鑑み、本県における臨時の措置として国に認められたものです。

確認書

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

使用方法を理解し、適切に使用することや、検査管理者が研修を行っていること等を確認する「確認書」を購入時に提出する必要があります。

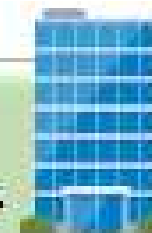
購入先は
選択可能

※検査管理者が事前に研修（WEB学習、理解度確認テスト）を受講してください。研修はこちら⇒ [厚生労働省WEB教材](#)

事業所の方

保育所、介護施設など、
社会機能維持者である一般事業所

医薬品 卸売販売業者



[卸売販売業者一覧](#)

② 第6波における看護職確保状況(R4.1.26時点)

1 重点医療機関への支援

- (1) 医療機関ニーズ: 約100名
- (2) 確保状況: 重点医療機関85名(自衛隊、国関係、知事会、自治体病院協議会) 調整中9名
- (3) 派遣実績: 県立病院44名、その他重点医療機関23名(1・26時点)

2 クラスタ発生施設への派遣看護師の確保

- (1) ニーズ: 延べ34名
- (2) 確保状況: 43名 内訳: 県内医療機関6名、国関係から1名、NPO・NGO等13名 県看護協会23名

3 宿泊療養施設の看護師確保

- (1) ニーズ: 延べ90名(2月末まで)
- (2) 確保状況: 84名 内訳: 各都道府県看護協会57名、日本看護協会8名、県看護協会10名、人材派遣9名

4 入院待機施設の看護師確保

- (1) ニーズ: 約30名(10名の3交代制)
- (2) 確保状況: 28名確保済+短時間勤務 内訳: 国関係2名、人材派遣会社27名、短期応援23名

5 自宅療養健康管理センターの潜在看護師の確保

- (1) ニーズ: 約30名(自宅療養者の増加により増加中)
- (2) 確保状況: 39名 内訳: 国関係3名、ナースセンターからの人材紹介36名 ※潜在看護師登録済名簿(約110名)も活用

③ 軽症者用宿泊療養施設の新規開設

ア 新規の開設

令和4年1月19日開設の9施設目に続き新規施設を開設する。

- (1) 場所: 那覇市内(県内10施設目)
- (2) 日付: 令和4年2月1日(火)より療養者受入予定
- (3) 確保数: 250室(県合計1,180室)

イ 今後の対応

- (1) 宿泊療養施設の稼働率の向上
- (2) 新たな宿泊療養施設の確保(現地調査実施中)

④ 入院待機ステーションの再稼働

- (1) 場所: 南部地区
 - (2) 日付: 令和4年1月12日(水)から受入開始
 - (3) 確保数: 30床
- 新たな施設(100床)の整備中

⑤沖縄県における追加接種の取組(案)

1. 追加接種の工程

- 医療従事者等及び高齢者施設等入所者等については、2回目接種から6か月以上経過後
- その他の高齢者については、2回目接種から6か月以上経過後 ※1
- 一般の64歳以下については、2回目接種から7か月以上経過後 ※2
- 職域接種については、2回目接種から7か月以上経過する3月以降の見込み

追加接種時期	12月	1月	2月	3月	4月
医療従事者	2回目接種から6か月以上				
高齢者施設等の 従事者及び入所者		2回目接種から6か月以上			
その他の高齢者			2回目接種から6か月以上		
一般の64歳以下				2回目接種から7か月以上	
職域接種				2回目接種から7か月以上	

※1: 令和4年2月以降、初回接種の完了から7か月以上経過後に追加接種することが可能。

ただし、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、6か月以上経過後の方への接種が可能。

※2: 令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後追加接種することが可能。

ただし、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般の高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、3月になる前に、7か月以上経過後の方への接種が可能。

(接種券を早期に取得したことに伴い、6か月以上7か月未満の間隔で接種を受けた場合も予防接種法上の接種として認める。)

沖縄県における追加接種の取組

【参考】県広域接種センター広告

沖縄県広域ワクチン接種センター

接種費用無料

明日10時より追加(3回目)接種の予約受付を開始します。

- ①対象者 県内在住の18歳以上の方で2回目接種から6ヶ月経過した方
医療従事者等、高齢者施設等の従事者等又は65歳以上の方で接種券を所持の方は自治体の連絡から6ヶ月経過した日から予約できます
- ②使用するワクチン 武田/モデルナ社ワクチン ※詳細は、2回目接種のワクチンの種類にかかわらず記載させていただきます。
- ③接種に必要なもの ①接種券 ②本人確認書類 ③初回(1回目、2回目)接種の記録簿
- ④会場案内 会場への詳細はQRコードで予約する方へ、ご予約の場合は予約電話センターへおかけください。

予約受付開始
1/29 土
10時より

ワクチン接種を推進します

初回(1回目、2回目)接種について

県広域ワクチン接種センターでは、初回(1回目、2回目)接種も実施しています。初回接種のご予約は、下記専用サイト(0973-943-2993)または下記コールセンター(098-943-2993)で受け付けています。

沖縄県北部合同庁舎

北平町1-1-11
【接種時間】土・日 / 18:00 ~ 20:30
※最終受付時間 20:15

接種開始日 2/5 土

N.B.C. 沖縄

沖縄県1-1-1
【接種時間】月~日 / 18:00 ~ 20:30
※最終受付時間 20:15

接種開始日 2/6 月

那覇クルーズターミナル

那覇市1-1-1
【接種時間】月~日 / 18:00 ~ 20:30
※最終受付時間 20:15

接種開始日 2/5 土

ご予約 & お問い合わせ

ご予約は、オンライン予約または電話にて承ります。接種券もお手元にご確認ください。

WEB予約URL
<https://okinawa-covid.jp>

電話予約コールセンター : 098-943-2993
受付時間 : (平日・土日祝日) 10時~17時
※電話予約のおかけ間違いにご注意ください。

⑥ 接触者PCR検査センターにおける枠の拡充及び「高齢者枠」の新設

ア 検査枠の拡充

- 検査枠800名/日 →1000～1100名/日 に拡充

イ 拡充した枠の活用

- 拡充した検査枠を「高齢者枠※」として別途予約可能とする。
※経口治療薬の適用対象である61歳以上
- 1/19から「高齢者枠」の予約及び検査を開始(約200件/日程度)

ウ 検査枠拡充の目的

- 陽性者全体に占める高齢者の割合は、増加傾向にあること
(60代以上:1/3週398人→1/10週938人→1/17週1279人)
- 高齢者は中等症などの症状で入院治療を要する割合が高くなる傾向があり、早期に検査を受けていただく環境を整えるため検査枠を設ける。

⑦那覇空港及び離島空港における検査体制の強化

那覇空港

I 検査枠の拡充(1,000件/日→1,500件/日)

- PCR検査 : 300件(12/24) → 500件(12/25) → 500件(1/19)
- 抗原検査 : 700件(12/24) → 500件(12/25) → 1,000件(1/19)

II 検査対応時間の延長(現在:9時~20時→延長:9時~23時)

- 臨時的運用 : 1月8~10日
- 本格運用(予定) : 2月1日~

本土から直行便の就航している離島空港

I 検査結果通知の迅速化(宮古空港、下地島空港、新石垣空港)

- 12月まで : 14時までの検体採取分は翌日中
14時以降の検体採取分は翌々日中
- 1月から : 当日又は翌日中

II 検査枠の拡充(300件/日→500件/日)

- 宮古空港、新石垣空港(1月から) : 100件/日→150件/日
- 下地島空港、久米島空港(1月から) : 50件/日→100件/日

⑧抗原定性検査・陽性者登録センターの概要 P1

1. 現状・課題

- PCR検査及び医療機関等へのアクセスが厳しい状況にあり、陽性者の早期の把握に至らず、速やかな健康観察等のケアに繋げることが困難な状況が生じている。
- 検査体制のひっ迫により、発熱外来を行う医療機関に患者が集中（特に救急医療に負担）。
- 社会機能維持者である濃厚接触者が待機を解除する場合に、抗原検査キットを用いた陰性確認を行う取扱いが示されていることから、今後、同キットの需要が増加し、陽性が確認された場合の対応体制を強化する必要がある。

2. 対応策について

症状のある患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果に基づき、オンライン（電話等）により医師の問診が受けられる体制を整備し、迅速に確定診断や発生届出を行うことで、速やかに事後の健康観察等のケアに繋げるため、「**抗原定性検査・陽性者登録センター**」を設置する。

(1) 設置期間：令和4年1月26日（水）～ 当面の間

※ PCR検査及び医療機関へのアクセスが困難な状況が解消されるまで

(2) 設置場所：沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部内【沖縄県庁】

(3) 対象者：原則として40歳代までで症状が軽く、かつ基礎疾患を有していない方

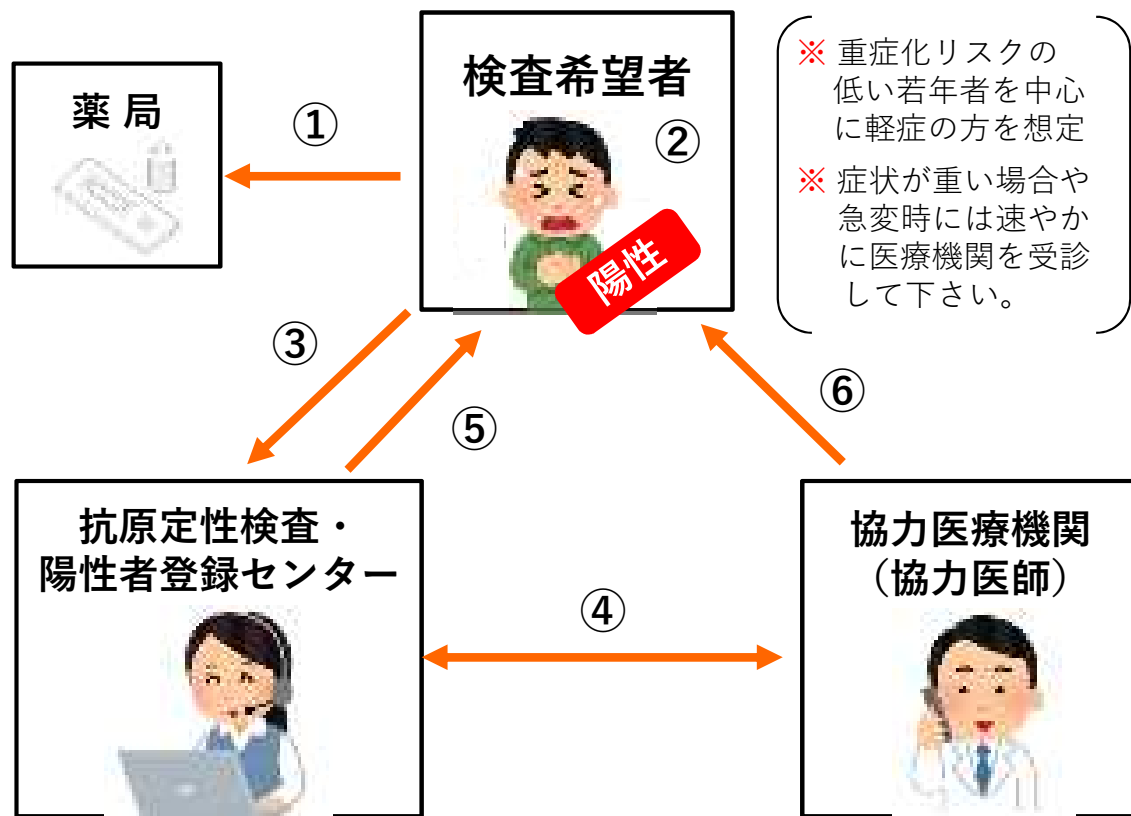
※ 高齢者や重症化リスクの高い方、症状が重い方は医療機関への受診を促す



【参考1】抗原定性検査・陽性者登録センターの運用イメージ

検査や受診に時間を要する状況を踏まえ、症状のある方が自ら実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、直接医療機関を受診せず、電話等による医師の問診・診断が受けられる体制を整備。

運用イメージ



<申請・利用の流れ>

- ① 抗原検査キットの購入
(薬局からセンターの利用方法を案内)
- ② ご自身で抗原検査キットによる検査を実施
- ③ 電子申請システム(WEB)で申請
- ④ 問診スケジュールの調整
- ⑤ センターから問診予定日時の連絡
- ⑥ 医師によるオンライン(電話等)の問診・診断 (※)

※治療や薬の処方を行うものではありません。

効果

- 各保健所又は自宅療養健康管理センターによる迅速な疫学調査や健康観察等のケアに繋げる。
- 検査体制のひっ迫による発熱外来を行う医療機関への患者の集中を防ぎ、負担軽減を図る。

コロナかな？ と思ったら

あなたを守り、医療を守るために協力いただきたいこと



沖縄県

新型コロナウイルスに感染していないか不安があり、検査を受けたい

陽性者との接触

接触あり

接触なし

症状なし

症状あり
(症状がきつい、重症化リスクありの場合は受診へ)

症状なし

県中部・南部接触者PCR
検査センターを受検

- ①中部接触者PCR
検査センター



予約WEBサイト
電話：090-3871-8305

- ②南部接触者PCR
検査センター



予約WEBサイト
電話：090-3871-8297

陽性

陰性

Aへ

Bへ

まずは、かかりつけ
医に相談。相談する
医療機関に迷う場合
は、発熱外来を行う
医療機関か、県コー
ルセンターに相談



発熱外来対応
医療機関リスト

県コールセンター
098-866-2129
※24時間対応

陽性

陰性

Aへ

Bへ

薬局などで購入した
医療用（体外診断用
医薬品）の抗原検査
キットで自己検査

医療用検査キットの
承認情報

(厚労省ホームページ
「2. 抗原検査法」参照)

※感染していても結果
が陰性となる場合が
あります。

陽性

陰性

Bへ

抗原定性検査・
陽性者登録センター



案内サイト

Aへ

民間PCR検査
センターを受検
(一般無料検査)



PCR検査が受け
られる民間検査
機関一覧

陽性

陰性

Aへ

Bへ

A. 陽性の場合

沖縄県コロナ対策本部にて療養先の調整

医師の電話による問診のもと、状態に応じた療養先
(病院、ホテル、自宅)を決定します。
指示に従って療養を継続してください。

B. 陰性の場合

自宅で健康観察を続けてください。
引き続き、感染予防に協力してください。

検査を希望される方へ注意していただきたいこと

症状がない方

- 症状がある方が適切に医療を受けられるよう、症状がない方は医療機関に相談や受診をしないでください。
- 抗原検査キットは症状がある方向けの検査方法です。症状がない方が使用した場合、感染していても正しく判定できないことがありますので、使用に当たっては注意が必要です。

症状がある方

- 院内感染を防止するため、受診前に必ず医療機関へ電話をし、受診方法を確認してください。
- 受診時はマスクを着用し、公共交通機関（バス、モノレールなど）の利用は控えてください。
- 医師が検査を必要と判断した場合、検査費用は無料になりますが、別途診察料等の自己負担が発生します。

※自身で抗原検査キットを使用する場合

- 抗原検査キットには、「研究用」と「体外診断用医薬品」の2種類がありますが、「研究用」の製品は国の承認がなく、新型コロナに感染しているかどうかを判定できません。正しく判定するために、必ず「体外診断用医薬品」の抗原検査キットを使用してください。
- 抗原検査キットで自己検査し、陽性となった場合は、必ずかかりつけ医、発熱外来医療機関、または県コールセンターに相談してください。また、医療機関を受診する際は、あらかじめ検査結果をお伝えし、受診してください。
- 検査が陰性でも症状が続く場合は、医療機関を受診してください。

検査を受けてから検査結果が判明するまで

- 検査結果が判明するまでは、不要不急の外出を控え、自宅待機をお願いします。ご家族を含めた他人との接触もできるだけ控えてください。
- どうしても外出する必要がある際は、必ずマスクをつけ、手洗いやアルコール消毒を行い、公共交通機関の利用は控えてください。